

2025 年 10 月 8 日

東京地方最低賃金審議会 本田敦子会長 様
東京労働局長 増田 嗣郎 様

最低賃金大幅引き上げキャンペーン@東京

・郵政産業ユニオン 東京地方本部 ・全国一般全国協議会

・めぐろユニオン ・練馬全労協 ・下町ユニオン

東京連絡先: [redacted] 橋本策也 [redacted]

『東京都最低賃金の早期引き上げ、審議内容公開、最賃近傍労働者の意見反映を求める』

2025 年 8 月 7 日第 450 回東京地方最低賃金審議会は、「63 円引き上げで時給 1226 円とする」と答申し、8 月 25 日第 451 回審議会（異議審）を経て、10 月 3 日発効で最低賃金が改定されます。しかし第 450 回審議会は開始 30 分前の公示で傍聴者 0 のまま開催。それに先立つ 449 回審議会は開催場所すら公示されず、その間の 6 回に及んだ専門部会は非公開に終始しました。さらに第 451 回異議審へは合計 89 件もの意義が提出されましたが、これら異議はすべて却下され、中央最低賃金審議会の目安どおりの低額・低率のまま 10 月 3 日発効と決まりました。2025 年「中賃目安どおり」答申は 8 都府県のみです。2025 東京最低賃金は従来以上に密室審議に終始しました。

このため以下の要請いたします。文書回答を求めます

要請内容

- 1: 2020 年代に全国平均最低賃金 1500 円という政府目標を実現するためには、東京最低賃金を 2027 年には 1500 円以上とすることが必要である。ただちに、年 2 回の最低賃金改定を視野に、2026 年 4 月引き上げにむけ、改定作業に着手すること
- 2: 中央最低賃金審議会の目安によるのではなく、「地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して（最低賃金法第 9 条）」この 3 要素についての東京指標をまとめ、東京の最低賃金を検討すること。
- 3: すべての審議の公開、傍聴制限の撤廃、資料・議事録などの迅速なホームページでの公開を行うこと。
 - ① 会議開催公示を 1 週間前には行い、傍聴希望者は可能な限り全員傍聴させること。オンライン審議公開をおこなうこと。
 - ② 審議会等の会議資料は、中央審議会と同様、開催と同時にホームページにすべて掲載すること
 - ③ 審議会議事録は 3 日以内に公開すること
 - ④ 専門部会についても、「議事要旨」のみでなく議事録を公開すること
- 4: 東京最賃審議に、最低賃金で暮らす労働者の声を直接反映するため、審議員公募・意見陳述 実施、アンケートや実態調査、参加しやすい意見公募、パブリックコメントを行うこと。
特に多くの府県で行われている、意見・異議提出者の口頭意見陳述を行うこと。
- 5: これらについて、最低賃金大幅引き上げキャンペーン@東京は審議会での口頭意見陳述を求めます。

以上

添付資料

- ① 2025 年 7 月 14 日 東京最低賃金大幅引き上げの要請
- ② 7 月 29 日 開催場所の非公表についての要請
- ③ 8 月 20 日 低額・低率・密室改定に異議

東京地方最低賃金審議会 殿

最低賃金大幅引き上げキャンペーン@東京

呼びかけ団体 ・下町ユニオン ・郵政産業ユニオン 東京地方本部
・全国一般全国協議会 ・めぐろユニオン ・練馬全労協

東京連絡先 [REDACTED] 橋本策也 [REDACTED]

東京最低賃金大幅引き上げの要請

最低賃金大幅引き上げキャンペーン@東京は 1 月 27 日、東京労働局長あてに要請を行い、その内容は 3 月 7 日開催の第 446 回 東京地方最低賃金審議会にて「要請があったこと」は報告されました。しかしなんらお答えはいただいております。6 月 30 日付の「東京都最低賃金の改正決定に係る関係労働者及び関係使用者の意見聴取に関する公示」を受けて、改めて以下の要請を意見として貴審議会に提出します。

この 7 月、中央最低賃金審議会が 2025 最賃審議に入りました。

東京都最低賃金は 2024 年 10 月 1 日に改正され、1163 円となりました。

しかし全国一低額・低率の引上げです。これは 13 年連続して「中央最低賃金審議会目安」とおりの改定となっていたためです。2024 改定では徳島県の 84 円引き上げなど全国 28 県で「目安」額を上回る最低賃金改定が行われました。東京最低賃金も中央最賃「目安」にとられず、東京の実情＝物価・家賃高騰、非正規・委託・派遣、みかけ「個人事業主」などの労働者の増加、全国一・二のひとり親家庭の存在などを考慮した最低賃金改定が必要です。

東京地方最低賃金審議会の審議過程の公開は、国＝厚生労働省の指導もあり 2024 年大きく改善されました。しかし「目安どりの引き上げ」という結論ありきの「密室審議」が疑われ、最低賃金で生活するものの声を聴き、公開・透明な審議が求められます。

政府は「最低賃金を 2020 年代に全国平均 1500 円以上」とすることを目指しています。現在の最低賃金全国加重平均 1001 円を 5 年で 499 円引き上げ＝毎年 7% 以上の引き上げが求められます。東京最低賃金は毎年 100 円以上の引上げ、あと 3 年で 1500 円以上とすることが必要です。

2025 年東京最低賃金の審議にあたり、以下要請します。

- 1: 東京最低賃金を 100 円以上引き上げ、2026 年までには 1500 円以上に引き上げること。
- 2: そのために、年 2 回最低賃金改定を行うこと。
- 3: 中央最低賃金審議会の目安によるのではなく、「全国」と「東京」を比較した検討数値に基づき 東京の最低賃金を検討すること。
- 4: すべての審議の公開、傍聴制限の撤廃、資料・議事録などの迅速なホームページでの公開を行うこと。
- 5: 東京最賃審議に、最低賃金で暮らす労働者の声を直接反映するため、審議員公募・意見陳述 実施、アンケートや実態調査、参加しやすい意見公募、パブリックコメントを行うこと。
- 6: 2025 年審議にあたり、広く「意見書」を求めること。最低賃金大幅引き上げキャンペーン@東京はこの意見を提出し、東京地方最低賃金審議会での口頭意見陳述を求ます。

添付参考資料（収録省略）

- ① 2024 目安に上乗せした 27 県 +34 円徳島県など
- ② 2024 各県の最低賃金引き上げ率 全国加重平均 5.1% 東京は 4.5% 全国最低
- ③ 2023, 2024 と東京最賃は全国最低の引き上げ額・引き上げ率 差は拡大
- ④ 東京最賃は過去 12 年間中央最低審議会目安どおり
- ⑤ 2024 最賃審議会公開状況 中央審議会よりはるかに低い東京審議会の公開度
- ⑥ 2024 最賃審議会 多くの県で意見陳述実施

資料2

2025 年 7 月 29 日

東京地方最低賃金審議会 殿
東京労働局長 殿

橋本策也
(最低賃金大幅引き上げキャンペーン@東京)

令和7年7月22日 ① 第448回東京地方最低賃金審議会

② 第1回地域専門部会

③ 第449回東京地方最低賃金審議会の開催について

における審議会・地域専門部会開催場所の非公表について の要請

添付文書が東京労働局ホームページ [ニュース&トピックス](#) > [労働局からのお知らせ](#) > [労働基準部からのお知らせ](#) > に提示されました。ここでは 傍聴者 : 若干名

開催場所 : 当選者に個別に連絡します としています。

昨年(2024 年)の状況

昨年(2024 年)の中央最低賃金審議会の「目安」答申後の最初の東京地方最低賃金審議会は 2024 年 7 月 30 日開催。この時は傍聴者若干名・場所は東京労働局ビル内と明示されていました。

この審議会及び専門部会については、私の情報公開請求により、同日初めの審議会本審には 12 名の傍聴希望があったが 6 名が当選。本審から別室に移って行われた専門部会は 2 名のみの傍聴となったことがわかりました。また専門部会の開催公示はこの 1 回のみでした。しかしその後「議事要旨」が 1-5 回(5 回は 8 月 4 日開催)までおこなわれたことがわかりました。本審審議会も極めて厳しい傍聴制限、専門部会の 2 回目以降開催は公示もされないことは、全国的にも最も公開度の低い運営でありました。

今年(2025 年)の審議会運営において、今回はこの昨년을踏襲する以上に、開催場所さえ「当選者のみに通知する」としており、公開度の後退が懸念されます。

もとより東京地方最低賃金審議会は、公開の会議です。公開の会議においては、開催場所の明示が求められます。

*東京地方最低賃金審議会 運営規程: 第6条 会議は、原則として公開とする。

*厚生労働省 審議会等会合の公開に関する指針: (2) 審議会等会合の活動状況の公開

ア 審議会等会合の開催予定に関する日時、開催場所等については、当該審議会等会合において別段の取扱いとすべきこととしている、又は審議会等会合の運営に支障がある等の特段の事由がある場合を除き、決定後速やかに公開するものとする。

「公開」である以上、参加者が会場にアクセスできることは当然の前提であり、開催場所の事前の公表は、その公開を実質的なものとするための重要な要件であり、開催場所を示さない公開の審議会は、公開の趣旨に反するため、実質的な公開が確保されず、問題となる可能性が高く、その審議会の有効性が問われると考えます。以下を要請します

要請内容

2025 年東京最低賃金検討の公開度を高めるために

- ① 会議開催場所を早急に公表すること
- ② 傍聴希望者は可能な限り全員傍聴させること
- ③ 地域専門部会も同様に、日時・場所をすべて公表し、傍聴を認め、議事録を作成・早期に公開すること。
- ④ 今回の第448回審議会公表につき、どのような検討・調整が行われたか、経過を明らかにすること。
- ⑤ この要請について、可能なものは直ちに改善するとともに 8 月 1 日審議会でお答えください。 以上

東京労働局長 増田 嗣 郎様

2025 年 8 月 20 日

最低賃金大幅引き上げキャンペーン@東京

・郵政産業ユニオン 東京地方本部 ・全国一般全国協議会

・めぐろユニオン ・練馬全労協 ・下町ユニオン

東京連絡先: ~~東京都労働局労働政策課~~ 橋本策也 ~~〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1~~

『東京都最低賃金の低額・低率・密室改定に異議を申し立てます』

2025 年 8 月 7 日、東京地方最低賃金審議会(以下「審議会」と略)は、東京都最低賃(以下東京都最低賃金(以下「東京最賃」と略)の 63 円(5.4%)引き上げを答申しました。私たち最低賃金大幅引き上げキャンペーン@東京は、7 月 17 日東京最低賃金大幅引き上げの要請を行い、意見書を提出しました。

2025 年東京最低賃金の審議にあたり、以下要請します。

- 1: 東京最低賃金を 100 円以上引き上げ、2026 年までには 1500 円以上に引き上げること。
- 2: そのために、年 2 回最低賃金改定を行うこと。
- 3: 中央最低賃金審議会の目安によるのではなく、「全国」と「東京」を比較した検討数値に基づき 東京の最低賃金を検討すること。
- 4: すべての審議の公開、傍聴制限の撤廃、資料・議事録などの迅速なホームページでの公開を行うこと。
- 5: 東京最賃審議に、最低賃金で暮らす労働者の声を直接反映するため、審議員公募・意見陳述 実施、アンケートや実態調査、参加しやすい意見公募、パブリックコメントを行うこと。
- 6: 2025 年審議にあたり、広く「意見書」を求めること。最低賃金大幅引き上げキャンペーン@東京はこの意見を提出し、東京地方最低賃金審議会での口頭意見陳述を求ます。

しかし 8 月 7 日の答申に向けて、第 449 回審議会と計 6 回の専門部会が開催された模様ですが、その日時・場所・提出資料・検討の内容は全く公開されていません。私たちの要請への回答は全くなく、意見がどう取り上げられてのかも全く不明です。このため答申内容に異議を申し立てます。

1、全国一低額(63 円)、低率(5.4%)の東京最賃引き上げはあまりに低すぎます

8 月 4 日、中央最低賃金審議会は 25 最賃改定の目安(以下、「中賃目安額」と略)を全国 63 円/64 円としました。8 月 12 日現在、鳥取県の 7 円をはじめ 15 都道府県中 10 県で中賃目安に各県で上乗せ答申がなされ、各県で昨年に引き続き中賃目安額を上回る答申が続いています。

しかし東京地方審議会は、13 年連続となる中賃目安額とおりの答申を行いました。一度も上乗せが無かったのは、47 都道府県の中で東京だけです。結果として東京最賃は全国一の低額・低率の引き上げになっています。

2、密室の中賃目安どおり答申で、「実質賃金低下」の低額改定は認められません

最低賃金周辺の賃金で暮らす労働者は、東京では全労働者の 4 分の 1 以上にあたりますが、今回の最低賃金 5.4%引き上げは、物価上昇に全く追いつかず、「実質賃金低下」です。審議の内容が全く非公開ですので、東京の実情をつかみ最低賃金を検討しているのか疑問です。公開の審議会での再審議を求めます。 以上